

出店者の遵守事項

○ 対象火気器具等取扱い時の遵守事項

- ・ 消火器を設置すること。(粉末消火器 10 型)
- ・ ガスボンベは直射日光の当たらない風通しの良い場所に設置し、鎖等で転倒しないように固定すること。
- ・ ガスボンベと火気器具をつなぐゴムホースはひび割れ等劣化の無いものを使用すること。また、接続部はホースバンド等で締め付けること。
- ・ 火気器具の周囲に可燃物を置かないこと。

○ 危険物品取扱い時の遵守事項

- ・ 露店等の照明等に発電機を使用する場合は、あらかじめ燃料を満タンにし、閉店まで給油をしないようにすること。やむを得ず給油をする場合は、必ずエンジンを停止してから行うことを徹底し、ガソリン携行缶開栓前にエア抜きを行うこと。
- ・ ガソリン携行缶からガソリン蒸気が流出しないよう、密栓するとともに、貯蔵・取扱いを行う場所は、火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所とすること。特に夏場は、ガソリン蒸気圧が高くなるので注意すること。

事前チェック確認票

確 認 内 容	確認結果
消火器は適正な位置に設置されているか	
ガスボンベは直射日光の当たらない風通しの良い場所に設置されているか	
ガスボンベは転倒防止措置が施されているか	
ガスボンベと火気器具をつなぐゴムホースの接続部はホースバンド等で締め付けられているか ゴムホースにひび割れ等劣化が無いか	
火気器具の周囲に可燃物が置かれていないか	
発電機を使用する際の燃料は満タンになっているか	
ガソリン等の携行缶は、火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所に置かれているか	